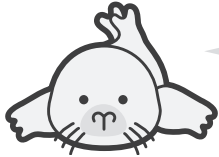


# 更新募集のご案内

保障開始

1月1日

お手続き期間 令和2年5月下旬～8月上旬(予定)



共済生活保険は、共済組合員の相互扶助制度として令和2年1月1日更新時現在29,000名を超える組合員にご加入いただいております。現在ご加入されていない方や保障の見直しを考えている方は、是非この機会にご検討ください。

●退職後も団体扱いにて継続可能です。

7Lプラン 65歳    7Lプランサポート 80歳    医療費支援制度 69歳  
入院援助金 69歳    入院保障プラン 69歳    退職後継続保障制度 70歳  
重病克服支援制度 70歳    介護一時金制度 70歳

## 制度のしくみ (7Lプラン・7Lプランサポート・入院援助金)

皆さまから  
いただいた  
保険料



万が一のことがあった組合員へ月々の生活費をお支払いします。

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、**将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。**

### 7Lプラン(セブン・ライフ・プラン)

7Lプランは、現職中の死亡・高度障害時に、長期間にわたって月々の生活費を給付します。

➡退職後も団体扱のまま継続が可能です。(65歳まで)

【対象】組合員および配偶者・子ども

※但し、子どもの保障は一時金のみ  
※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

### 7Lプランサポート

7Lプランサポートは、現職中の死亡・高度障害時に、一時金もしくは年金形式で給付します。

➡在職中から退職後80歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

➡7Lプラン同様配当金があります。(7Lプラン同様剰余金が生じた場合)

➡退職後も団体扱のまま継続が可能です。(80歳まで)

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

### 医療費支援制度

◆病気・ケガでの1日以上入院から保障します。  
(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)

◆入院を伴わない手術(診療報酬点数合計2,000点以上)や入院を伴わない放射線治療を保障します。

◆先進医療の技術にかかる費用と同額を保障します。  
(通算2,000万円まで)

※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

➡配当金はありません。

➡退職後も団体扱のまま継続が可能です。(69歳まで)

【対象】組合員および配偶者・子ども

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

### 入院援助金

入院援助金は、病気、ケガの入院をした場合、継続した入院の5日目～124日目までを給付します。

➡日額は本人、配偶者は3,000円・5,000円・10,000円コース、子どもは3,000円・5,000円コースが選択可能です。

➡退職後も団体扱のまま継続が可能です。(69歳まで)

【対象】組合員とその配偶者・子ども

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

### 入院保障プラン

入院保障プランは、病気、ケガで継続した2日以上入院をした場合、継続した入院の1日目～365日目までを給付します。また、その他、手術等の給付もあります。

➡日額は本人、配偶者ともに5,000円のみ。また、3大疾病による入院の場合は日額10,000円になります。

➡退職後も団体扱のまま継続が可能です。(69歳まで)

➡配当金はありません。

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

詳細につきましては『共済だより』6月号および後日配布されるパンフレットをご参照ください。

## 重病克服支援制度

特約付加により  
給付範囲拡大!!

- ◆ 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- ◆ 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- ◆ 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

- ➡ 保険料率は新規加入時から変わりません。
- ➡ 配当金はありません。
- ➡ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(70歳まで)
- ➡ 7大疾病保障特約を付加することで従来の3大疾病に加え、4疾病も保障されます。【保障範囲の拡大】
- ➡ がん・上皮内新生物保障特約を付加することで上皮内新生物も保障されます。【保障範囲の拡大】

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

## 長期療養収入補償制度

病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、5年または60歳を限度に保険金をお支払いします。(55歳～64歳の方は3年が限度)

- ➡ 所定の精神障害による就業障害の際も補償されます。(60カ月を限度に補償。55歳～64歳の方は3年が限度)
- ➡ 退職後継続はできません。
- ➡ 配当金はありません。

【対象】組合員

## M・F・Eプラン

在職中に積み立てた掛金を退職後、年金にあてていただける制度です。

- ➡ 受取方法は年金の他に一時金を選択することができます。
- ➡ 退職後継続はできません。

【留意事項】

退職等組合員資格喪失に伴い短期間解約した場合、積立金(脱退一時金)は払込保険料の合計を下回ることがありますのでご注意ください。

【対象】組合員

## 退職後継続保障制度

在職中から退職後70歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

- ➡ 保険料率は新規加入時から変わりません。
- ➡ 配当金はありません。
- ➡ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(70歳まで)

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

## 傷害補償制度

- ◆ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- ◆ 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。
- ➡ 退職後継続はできません。 ➡ 配当金はありません。

【対象】組合員および配偶者・子ども

## 介護一時金制度

介護一時金制度は、公的介護保険要介護2以上と認定された場合、もしくは所定の要介護状態が90日超継続した場合に保険金(一時金)を給付します。

- ➡ 保険金(一時金)は100万円、200万円、300万円が選択可能です。
- ➡ 親を付加することにより、親の介護状態に係る費用についても準備することができます。
- ➡ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(本人・配偶者は70歳まで、親は85歳まで継続可能)
- ➡ 配当金はありません。

【対象】組合員とその配偶者・親

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただけます。

## 訴訟費用保険

被保険者が地方公共団体の職員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に住民訴訟または被保険者に対する民事訴訟がなされたことにより、被保険者が損害を被った場合に損害賠償や争訟費用がお支払いの対象になります。

- ➡ 退職後継続はできません。 ➡ 配当金はありません。

【対象】組合員

※記載の年齢は保険年齢(長期療養収入補償制度は満年齢)です。 ※記載の内容は令和2年1月1日更新時点のパンフレットの内容です。

## 今後の流れ(予定)

時期

内容

5月中旬

制度概要チラシ(説明希望票付)の配布

5月下旬

推進スタート(所属所により推進日程は異なります)

6月中旬～

今年度の制度概要がホームページにアップされます。

8月上旬頃

申込書締切(締切日の確定は4月上旬になります)



詳細につきましては『共済だより』6月号および後日配布されるパンフレットをご参照ください。

MY-A-19-他-008809 MYG-A-19-LF-997

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305